

新商品の開発や販路拡大を支援します

「地域事業者支援ルーム」を市役所内に開設しました!

地域物産、観光関連および食品製造などを営む地域事業者を対象に、商品・サービスの開発や改良と効果的な販路拡大等を支援するための「地域事業者支援ルーム」(予約制)を市役所内に開設しました。

地域物産振興課が窓口となり、相談の受付からサポートするとともに、相談終了後も各種情報提供などに

より支援していきます。また、専門的な相談は、市が委託したアドバイザーが無料で相談にあたります。

以下に記載の「ごしょがわらチャレンジ補助金」を活用するためには、地域事業者支援ルームでの相談が必要です。まずはご相談ください!

問い合わせ・予約先…地域物産振興課 内線2554

「ごしょがわらチャレンジ補助金」スタートしました!

市では、地域物産、観光関連および食品製造などの地域事業者が行う商品・サービスの開発や改良、それに伴う情報発信や販売促進活動などの幅広い取組みを支援します。

観光資源、ユニークなアイディア、かくれた逸品、地場産品など、ごしょがわらの魅力を磨きあげ、市内外にアピールしましょう! まずはご相談ください。

申請期限…8月31日(木) (期限内でも、予算に達し次第終了となります)

補助対象

- ▷商品・サービスの開発または改良
- ▷マーケティングに関する調査研究
- ▷外部専門家の招へい
- ▷包装デザイン等の開発
- ▷販売イベントの開催または出展
- ▷販路拡大または宣伝広告
- ▷機械設備等の導入

補助対象経費

①ソフト整備支援事業

謝金、旅費、消耗品費、印刷費、通信運搬費、広告宣伝費、委託料、手数料、原材料費など

②ハード整備支援事業

商品・サービス開発または改良に必要な機械、設備または器具の購入

*ハード整備のみは利用できません。

補助率…3分の2(最大50万円)

支援対象商品

- ①地場産品基準を満たす市内で製造する加工食品等
- ②市独自の観光資源を活用した商品・サービス

支援対象者…以下の条件すべてを満たす方

- ▷市内に住所または主たる事務所、事業所を有すること。
- ▷市税を滞納していないこと。
- ▷市が設置する地域事業者支援ルームによる事前相談を受けていること。
- ▷市が提供する新商品および新サービスの発表会へ参加すること。
- ▷団体にあっては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ▷年度内に事業を完了すること。
- ▷将来にわたり継続的に活動すること。
- ▷市、県等が実施する専門家による相談会に参加すること。

問い合わせ・申請先…地域物産振興課 内線2554



法律相談は弁護士会へ

今すぐあなたの助けになりたい

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所での相談が迅速に受けられます。

受付時間/平日午前9時から午後5時

相談料/30分 5,000円(税別)

※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

相談方法

- ① 悩みがある…
- ② 0172-33-7834へ電話
- ③ 午前中に電話→当日15時~17時相談可能
- ④ ③以外の場合→弁護士を紹介します!

当日相談も
できます

お申込・お問合せは:青森県弁護士会 弘前支部まで (TEL.0172-33-7834)